

平成 28 年度第 2 回松戸市環境審議会  
(会議録)

- 【開催日時】 平成 28 年 10 月 4 日(火) 午後 2 時から 3 時 30 分
- 【開催場所】 松戸市役所 新館 5 階 市民サロン
- 【次 第】 第 2 回松戸市環境審議会
- \* 開会
  - \* 環境部長挨拶
  - \* 議題
    - (1) 正副会長選出
    - (2) 松戸市環境審議会条例(案)及び松戸市環境審議会の組織及び運営に関する規則の改正(案)について
    - (3) 東京外かく環状道路(千葉県区間)の供用後環境監視計画について
    - (4) 羽田空港の機能強化について
  - \* 閉会

- 【出席者】 [委員]
- ・ 本條 毅 委員
  - ・ 坂本 一憲 委員
  - ・ 野中 博史 委員
  - ・ 増田 孝 委員
  - ・ 根本 正 委員
  - ・ 野口 功 委員
  - ・ 大和 治枝 委員
  - ・ 長濱 和代 委員
  - ・ 瀧本 實 委員
  - ・ 新 玲子 委員 ※欠席
  - ・ 森田 雅久 委員 ※欠席
  - ・ 椎名 憲一 委員 ※欠席
  - ・ 小林 辰幸 委員 ※欠席
  - ・ 高橋 清 委員 ※欠席
- [松戸市職員]
- ・ 戸張 武彦 (環境部長)
  - ・ 平野 昇 (環境部審議監)
  - ・ 門倉 隆 (環境政策課長)

- ・保土田 有希子 (課長補佐)
- ・小泉 三穂 (主幹)
- ・桑原 厚 (主査)
- ・柴田 悟 (主事)
- ・式田 諒 (主事)
- ・江部 昭夫 (環境保全課長)
- ・中村 薫 (課長補佐)
- ・平松 富美代 (課長補佐)
- ・伊藤 信夫 (都市計画課長)
- ・関戸 洋史 (都市計画課長補佐)

【傍聴者】 1名

司会           ただいまから平成 28 年度第 2 回松戸市環境審議会を開会します。  
本日、司会を務めさせていただきます、環境政策課の小泉でございます。  
どうぞ宜しくお願いいたします。  
それでは、開会に先立ちまして、松戸市環境部長の戸張武彦から一言ご挨拶申し上げます。

戸張環境部長

環境部長の戸張と申します。まず始めに、松戸市環境審議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、平成 28 年度第 2 回松戸市環境審議会にご出席いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、最近の環境審議会で言いますと、平成 27 年度では、東京外かく環状道路の開通に伴い、環境監視計画についてご審議をいただいたところでございます。環境保全の基本的な事項という難しい表現ではございますが、端的に申し上げますと、振動、悪臭、騒音、土壌汚染や水質汚濁などが主な対象となっているわけでございます。先ほど副市長からの説明にもありましたように、昔で言う環境公害のみならず、地球温暖化に伴う減 CO2、エネルギー問題、生物多様性など環境の幅が広がっております。そのような中で、今回の各分野からそれぞれ皆様方を選任させていただいたわけでございますけれども、環境審議会におきまして、それぞれの立場から貴重なご意見等に期待を申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。2 年間どうぞ宜しくお願いいたします。

司会           ありがとうございます。次に、委嘱後の初めての会議となりますので、委員の皆様にご自己紹介を簡単にお願ひしたいと思います。恐れ入りますが、本條委員から時計回りの順にお願ひできますでしょうか。

本條委員（以下、席順に紹介）

司会           委員の皆様、ありがとうございます。つづきまして、市の職員を紹介いたします。

戸張環境部長（以下 席順に紹介）

司会 以上、市の職員を紹介させていただきました。  
では早速ですが、議題（1）の正副会長の選出に移らせていただきます。会長、副会長につきましては、松戸市環境審議会条例第6条の規定により「委員の互選により定める」となっております。このことから、委員からどなたか会長、副会長をご推薦していただきたいと思えます。では初めに会長につきまして、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

坂本委員 前回に引き続き、本條委員を推薦します。

司会 ただいま坂本委員から本條委員を会長にとのご推薦がございましたが、委員の皆様につきましては、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

司会 それではご異議なしということで、本條委員にお願いしたいと思います。つづきまして、副会長につきまして、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

長濱委員 根本委員を推薦します。

司会 ただいま長濱委員から根本委員を副会長にとのご推薦がございましたが、委員の皆様につきましては、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

司会 ご異議なしということで、根本委員に副会長をお願いしたいと思います。それでは会長・副会長には、席の移動をしていただき、引き続き議題を進めて行きたいと思えます。

（席移動）

司会 それでは議題を進める前に、会長・副会長である本條委員と根本委員から一言ずつご挨拶いただきたいと思えます。宜しく願います。

本條会長　　今回も引き続き会長をやらせていただく本條でございます。大変身の引き締まる思いでございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

　　今回は東京外かく環状道路の環境監視計画で見学等をさせていただきまして、私自身も勉強になりました。どのように環境審議会が機能しているのか感じることができ、大変貴重な経験をさせていただいたと思っております。これから2年間、松戸市の環境をよりよくするために、全力を尽くして頑張りたいと思いますので、皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

根本副会長　この会議では2年ほどお世話になっております。微力ではございますが、会長をお手伝いさせていただければと思っております。また、皆様のご協力をいただきつつ、松戸市の環境のために勉強しながら、市のお役に立てればと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

司会　　それでは、ここからは松戸市環境審議会条例第7条により、議事進行を本條会長にお願いしたいと思います。本條会長よろしくお願いいいたします。

本條会長　　本日の委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。

事務局　　先ほどの委嘱式でお伝えしましたとおり、5名の委員の方が欠席となっております。よって本日の出席者は9人となり、松戸市環境審議会条例第7条第2項に基づき、委員の過半数の出席により本会議が成立することを報告します。

本條会長　　まず初めに、本審議会は公開となっておりますが、今回傍聴希望者はおりますか。

事務局　　1名の傍聴希望者はありましたので、報告します。

本條会長　　それでは、傍聴を許可します。

　　つづきまして、本日の配布資料について確認させていただきます。事務局からお願いします。

事務局　　(配布資料の説明)

本條会長　それでは、議題に移りたいと思います。議題（2）の松戸市環境審議会条例（案）及び松戸市環境審議会の組織及び運営に関する規則の改正（案）について、事務局から説明をお願いします。

桑原主任技師

（「松戸市環境審議会条例（案）及び松戸市環境審議会の組織及び運営に関する規則の改正（案）について」の説明）

本條会長　ありがとうございました。それでは、今の説明についてのご質問は、後でまとめて受けたいと思います。つづいて、（3）東京外かく環状道路（千葉県区間）の供用後環境監視計画についての説明をお願いします。

江部環境保全課長

（「東京外かく環状道路（千葉県区間）の供用後環境監視計画について」の説明）

本條会長　最後に（4）羽田空港の機能強化についての説明をお願いします。

江部環境保全課長

（「羽田空港の機能強化について」の説明）

本條会長　ありがとうございました。それでは、今までの説明で何か質問はありますか。

野口委員　部会で議論された内容が本会に通さないこととなると、部会に加わらない委員は、中身を一切知らないという気がするのではないかと思いますのですが、どうでしょうか。

門倉環境政策課長

部会に付託する場合は、本会である委員の皆様の中で部会を設置すると同意をいただいたところで、部会に議決権を与えるかどうかを選択していただくこととなります。その後、部会を開催しまして、最終的な部会の審議した総意があがってきます。そのときの報告につきましても、最終的に事務局から委員の皆様へ通知をさせていただきます。ただし、部会を再度開催して議決をとるということは規

定しておりません。もしも、事案が本会にもう一度戻すということであれば、付託する際に部会に対する議決権の付与はしない形で、本会の委員の皆様で審議していただくようになります。

野口委員　　少し異例に思うのですが、いかがでしょうか。

門倉環境政策課長

部会に議決を付与されたものについては、審議会委員の皆様が集まっていたかなくとも、ある程度のものについては、部会で審議していただき、結論がでたものに対しては委員の皆様には報告で済むようなものを想定しております。

野口委員　　もう一つ質問してよろしいですか。改正案の第4条第2項に守秘義務について記載があるのですが、これは前から入れていたのですか。

門倉環境政策課長

守秘義務については、以前の条例には入れていなかったのですが、松戸市の他の条例にこの規定を入れておりますので、審議会についても他の条例に準拠するというご理解いただければと思います。

野口委員　　審議会の中で議論した議題のどれが守秘義務のものか、またそうではないのかわからないので、提示していただきたいと思います。

門倉環境政策課長

原則、審議会は公開しております。例えば今お渡ししている資料の中の個人情報の取扱いにつきましては、私たち職員は地方公務員法で守秘義務が課せられているのですが、委員の皆様は特別職です。そのため、地方公務員法の規定が適用されないということです。こちらに明記させていただいている次第でございます。

野口委員　　例えば、審議会委員の名簿も守秘義務にあたるものでしょうか。

本條会長　　そちらにつきましては、既に公開されているものなので守秘義務にあたらなと思うのですが、事務局いかがでしょうか。

門倉環境政策課長

守秘義務にあたりません。今後、個人の氏名や住所などが添付資料に記載されているようであれば、対象となってきます。

野口委員 わかりました。それでは今後対象となるものは明記してください。

本條会長 審議会の議論は基本的には公開しております。ですから、守秘義務といっても、それほど秘密にしなければならないことはないと思っております。

野中委員 改正案は定数について触れなくていいのでしょうか。

門倉環境政策課長

定数につきましては、内容によって臨時委員の人数も変わってくるかと思いますので、基本的には規定しておりません。

野中委員 改正案の第7条に「必要があるとき」と明記されていますが、必要があるときはどのように決めるのですか。

門倉環境政策課長

審議会で臨時委員の必要性について審議して決めていただくことになる想定しております。

長濱委員 審議会委員と臨時委員によって議題を審議していくということでしょうか。

門倉環境政策課長

臨時委員は部会のみでの審議に入っていただくこととなります。部会は審議会の中から選抜された委員と臨時委員を合わせた構成となります。もしも議決権を付与しない場合は、もう一度審議会に戻ってきますので、その場合は臨時委員もこの審議会に入ってもらい、特定事項について結論を出していただくこととなります。

長濱委員 わかりました。つづけて質問したいのですが、大気騒音調査について、緑色で囲った部分（大気質、騒音・振動調査地点位置図を参照）は密度が高く評価するというので、住民の要望であるとか人



口密度が高いという点から観測地点が多いのですか。

江部環境保全課長

緑色で囲った部分の中で、北千葉 JCT と小塚山蓋掛部については市川市の地域で比較的住宅地が多いエリアとなっております。松戸 IC から先が松戸市の地域となっております。先ほどの質問にあった密度ということもありますが、松戸市内のエリアは構造が特殊であると言えます。市川市から入ってきまして、矢切蓋掛部からがトンネル構造になっております。また、小山からが高架構造になっておりますことから、区間は短いのですが構造が非常に複雑です。そのため測定地点を多くとっていただいたというわけです。

長濱委員 わかりました。つぎに羽田空港について質問させてください。最新の案では、松戸市の上空を 2,000m の高さで通過するという事で住民から様々な要望等があるかと思えます。松戸市の上空の現行はどのようなのでしょうか。

江部環境保全課長

松戸市の上空は成田空港ラインの航路にはなっておりません。羽田空港ラインは、離陸便が松戸市の中央部を南から北に飛んでいきます。ただ、高さが約 10,000 フィートと高いので、騒音等の問合せがあっても苦情は入っておりません。着陸便の航路である東部クリーンセンター上空は、南風の悪天候時のみだけです。本数的にはさほど多くはないのですが、高さが約 5,000 フィートで入ってくるため、年間で 20 件程度の苦情が入ってきております。こういった状況については、千葉県を通して国に情報提供しているところです。

長濱委員 そういった苦情は市役所にも連絡が入るのですか。

江部環境保全課長

はい、市役所にも連絡が入ります。

野口委員 松戸市上空を飛ばなければいけない南風の悪天候時の発生確率はどのくらいあるのですか。

江部環境保全課長

まず、年間の回数でいきますと、着陸便が悪天候時の15時～19時からが2,000回程度通過しております。それ以外も含めると8,400回程度通過しております。新ルート案になりますと、15時～19時の天候は関係なく、南風が吹けば試算で13,000回通過することになります。それ以外の時間帯は、今までどおり東部クリーンセンター上空を通過する予定となっております。

長濱委員 年間1.5倍増えるということですね。しかも15時～19時だと空もまだ明るいので、飛行機が通過しているのがわかるということですね。

江部環境保全課長

はい、そのとおりです。

野口委員 今まで通過しなかったものが、通過するということですね。

江部環境保全課長

はい、そうです。

長濱委員 もしかしたら苦情が増えるということも考えられますね。

江部環境保全課長

松戸市上空は約6,000フィートで通過するということですが、国の説明によると、他の音も混ざってしまうので、単独で飛行機の音を拾うのは難しいとのこと。

野中委員 悪天候時の5,000フィートになるというのは、どこになりますか。

江部環境保全課長

松戸市の東側を北東から南西に向けて通過します。現在でも南風の悪天候時に着陸してくる航路になります。

野中委員 新ルート案では、悪天候時であっても5,000フィート未満で通過することはないということですね。

平松環境保全課長補佐

5,000 フィートの低いルートは、南風の悪天候に限りましては、15時～19時の時間帯は通過しなくなります。

瀧本委員 羽田空港機能強化の南風時飛行経路の修正案に関する緊急要望書を国に提出したと思うのですが、これから様々な方針を決めていく上で非常に重要なポイントになると思います。なぜかと言いますと、松戸市が議論しているときに、東京23区内の説明会で相当の反対意見が出ており、まだもめているはずですが、その結果に基づいて、またこれが改正される可能性があると思うのです。変更することによって、松戸市も変わってくるのが考えられます。ですから、詳細の情報提示というのは、飛行ルートだけではなく住民説明会を開催したときの情報も含めておかないと、少しまずいのではないかと思います。

江部環境保全課長

東京都の着陸ルートである住民の反対の声が強いと聞いております。また、国による東京都の住民に対する説明については、千葉県とは全く違った説明会を開催しているとのこと。千葉県側につきましては、一番高度が低い松戸市で6,000フィートですので、国は十分に安全性を保っているという説明をしております。反対ということではなく、安心させるように説明を求めるという主旨で要望しております。

瀧本委員 将来にしてみれば問題はないと思いますけれども、6,000フィートという数字は、松戸市民であれば色々できる数字であるといったことを前提でいった場合に、東京23区の問題をどのような結果になったとしても、6,000フィートより高度が絶対低くならないということが担保されていないといけないと思います。

なぜかと言いますと、1日の新聞に成田空港の活性化について掲載されていまして、会議がやっているようです。夜の時間帯の飛行機の本数が増やすとっているのも、気象状況によっては松戸市に何らかの影響があるかもしれないので、事前に考えておかないと、ある日突然問題が起きてしまってからではいけないと思います。

江部環境保全課長

この問題につきましては、千葉県が中心となって動いております。松戸市としましても、千葉県と密に連携しながら引き続き東京都の動きを十分注意しながら取り組んでまいります。

野口委員 要望書に関する反応はどうでしょうか。

江部環境保全課長

現在のところ、正式にはありません。

坂本委員 19 時までということですが、出発が遅れた場合はどうなるのですか。

江部環境保全課長

説明会の中で触れておりませんでしたので、次回機会があったときに、聞いてみようと思います。

野中委員 このルートだけではなく、同じ条件下で違うルートもあるわけですね。つまり遅れたときは、その時間帯のルートに行くということではないでしょうか。

江部環境保全課長

そこも含めて聞いてみようと思います。

瀧本委員 千葉県外かく環状道路は最終的にいつ完成されるのですか。

伊藤都市計画課長

千葉県区間全部については、平成 29 年度の完成予定です。

瀧本委員 トータルで開通したときには、交通量であるとか物流のルートが違ったり条件が違ってくると思います。完成した時点で調査するのもすごくいいのですが、それで終わるのではなく、当初想定していた条件が変わってしまうなどは考えていらっしゃいますか。

江部環境保全課長

監視計画の中では国の測定は 3 年となっております。それ以降と

なりますと、一般的には測定の継続になるのではないかと考えております。

野口委員 前の会議録を拝見しまして、緑の関係については環境部署の対象ではないので、市の担当部署と調整したいとしています。その後の状況はどうなっているのか聞かせていただけないのでしょうか。

伊藤都市計画課長

矢切斜面林の復元については、国土交通省と順次調整とりまして、国と市の担当部署と協調して進めているところです。

野口委員 それはこの審議会では関係ないことなのですか。

本條会長 わかることなら教えていただくということではないでしょうか。もし聞きたいという話であれば、担当部署に直接聞いた方がいいかもしれません。他に何かございますでしょうか。

野口委員 この審議会は、諮問された事項だけをやるのですか。それとも委員から審議会に審議、検討したりすることはあるのですか。

本條会長 諮問された議題をやるかと捉えております。

門倉環境政策課長

審議会についてですが、基本的には市の諮問を受けた形で審議していただくということでご理解いただければと思います。

本條会長 委員の皆様、他にありますか。ないようですので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

門倉環境政策課長

今回の審議会については、日程が決まりましたらご連絡させていただきますので、宜しくお願いしたいと思います。

本條会長 それでは、以上をもちまして松戸市環境審議会委嘱式及び平成 28 年度第 2 回松戸市環境審議会を終了いたします。長時間にわたりお

疲れ様でした。また、議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。  
それでは、司会を事務局にお返しします。

司会            本日は、長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして  
終了させていただきます。

**【議事終了】**

以上